

## ○大町市電子入札実施要領

平成23年7月15日

告示第108号

改正 平成25年5月28日告示第90号

(趣旨)

第1条 この要領は、大町市財務規則(昭和55年規則第2号。以下「規則」という。)第111条の2に規定する電子入札を行うことについて、規則及び大町市事後審査型一般競争入札実施要領(平成20年告示第53号。以下「実施要領」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 建設工事等の入札業務を執行するための情報システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用して行う競争入札をいう。
- (3) 紙入札 書面により行う入札をいう。
- (4) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき、主務大臣の認定を受けた認定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。

(対象となる案件)

第3条 電子入札の対象となる案件は、大町市業者選定委員会(以下「業者選定委員会」という。)が指定したものとする。

(公告)

第4条 入札を執行する者(以下「入札執行者」という。)は、電子入札により入札を行うときは、一般競争入札の公告においてその旨を指定し、規則第106条各号及び実施要領第5条第1項各号に掲げるもののほか、電子入札に関し必要な事項を公告するものとする。

- 2 前項に規定する公告は、大町市公告式条例(昭和29年条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示するほか、電子入札システムに掲載する。
- 3 規則第117条第1項に規定する指名競争による入札を電子入札で実施する場合は、第1項に規定する事項を指名競争入札通知書に記載するものとする。

(利用者登録)

第5条 電子入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、ICカードを使用して、電子入札システムにより利用者登録をしなければならない。

- 2 入札参加者は、前項の規定により登録した事項について変更が生じたときは、速やかに電子入札システムにより登録内容の変更を行わなければならない。

(共同企業体における委任状の取扱い)

第6条 特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体(以下「共同企業体」という。)が入札参加者となる場合、当該共同企業体の代表者は、あらかじめ当該共同企業体の代表者を入札代理人とする旨の委任状をすべての構成員(代表者を除く。)から徴し、入札執行者に提出しなければならない。

(予定価格等の登録)

第7条 入札執行者は、電子入札により入札を行うときは、開札時に当該入札の予定価格を電子入札システムに登録するものとする。

2 入札執行者は、低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を定めたときは、開札時に当該価格を予定価格とともに電子入札システムに登録するものとする。

(入札書の提出)

第8条 入札参加者は、入札価格及び入札者が選択した電子くじ番号（以下「電子くじ番号」という。）に登録した入札書並びに工事費内訳書（以下「入札書等」という。）を公告で指定した日時（以下「入札書受付締切日時」という。）までに提出しなければならない。

2 前項の規定による入札書等の提出は、入札価格その他所定の情報が電子入札システムに記録されたときに提出されたものとする。

3 第1項の規定により提出された入札書等の差換え、変更又は取消しは認めない。  
(紙入札)

第9条 前条の規定にかかわらず、やむを得ず紙入札書により入札に参加しようとする者（以下「紙入札者」という。）は、あらかじめ市長の承諾を得なければならない。

2 前項の場合において、紙入札者は、大町市郵便入札実施要領第5条及び第6条の規定により入札書等を提出しなければならない。

(開札)

第10条 入札執行者は、公告で指定した日時及び場所において開札を行うものとする。

2 紙入札者があるときは、入札書記載金額及び電子くじ番号を電子入札システムに登録したうえで当該入札の開札を行うものとする。ただし、紙入札者から提出のあった入札書に電子くじ番号の記載のない場合又は判別のできない場合は、入札執行者が任意の電子くじ番号を入力できるものとする。

(入札の無効)

第11条 規則第112条各号、実施要領第9条、大町市事後審査型一般競争心得第8条各号及び入札心得第7条各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札書を無効とする。

(1) 入札書受付締切日時までに到達しない入札書

(2) 電子証明書を不正に使用して行った入札書

(3) 同一案件において、電子入札と紙入札による入札書の提出をした入札書

(4) 開札時までに入札参加資格を失った者による入札書

(落札者等の決定)

第12条 入札執行者は、開札の結果、落札者及び落札候補者を決定したときは、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札により参加した者があるときその他これによることができないときは、別途通知するものとする。

2 落札者及び落札候補者となるべき同価格の者が2人以上あるときは、電子入札システムの電子くじ機能により落札者及び落札候補者を決定する。

(落札決定の保留)

第13条 入札執行者は、低入札価格調査その他の理由により必要がある場合は、落札決定を保留するものとする。この場合において、落札決定の保留について、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札者があるときその他これによることができないときは、別途通知するものとする。

(災害時等の対応)

第14条 入札執行者は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害その他やむを得ない事情により電子入札システムによる入札が困難と判断したときは、その原因、復旧の見込み等を調査し、受付締切時間及び開札予定時間を変更し、若しくは延長し、又は紙入札へ変更する等必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

附 則 (平成25年5月28日告示第89号)

この要領は、平成25年7月1日から施行する。